

簡易公募型プロポーザルの手続開始公告

東松島市火葬場整備事業火葬炉設備工事請負について、簡易公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

平成 2 8 年 5 月 6 日

東松島市長 阿部 秀保

記

1 事業の目的

東松島市（以下「本市」という。）が設置する東松島市火葬場は、火葬炉 2 基を有しているが、昭和 54 年に供用開始してから 37 年が経過し、その間、適宜修理・補修を行いながら機能等の維持管理に努め現在に至っている。

しかし、長期稼働に伴う経年的な劣化及び老朽化によって機能の低下が否めず、ばい煙・臭気等の環境問題、炉本体の老朽化による安全問題、待合室の狭隘及び駐車場不足等の対策の必要性に迫られている状況である。さらに、高齢化社会に伴う火葬件数の上昇が見込まれる中、火葬業務は困難をきたすと予想される。

このような状況において、本市では新たな火葬場の整備を目指し平成 27 年度に「東松島市火葬場建設基本計画」を策定し、新火葬場整備に必要な情報の整理、検討を行ったところであり、本工事は当該計画に基づき実施する東松島市火葬場整備事業における火葬炉設備工事を行うものである。

2 整備事業の概要

- (1) 工事名称 東松島市火葬場整備事業火葬炉設備工事
- (2) 工事場所 東松島市大塩字引沢 地内（旧河南地区衛生処理組合跡地）
- (3) 工事期間 平成 29 年 9 月～平成 30 年 9 月（予定）
供用開始を平成 30 年 7 月の目標としている。
- (4) 設備概要 火葬炉（人体炉） 2 基
- (5) 発注者及び事業担当課
 - ①発注者 東松島市
 - ②事業担当課 東松島市市民生活部環境課
- (6) 工事の範囲
 - ①火葬炉設備機械設備工事
 - ②火葬炉設備電気・計装工事
 - ③火葬炉設備に係るその他の工事 他

本工事の範囲及び設備工事仕様等は「東松島市火葬場整備事業火葬炉設備工事要求水準書」によるものとする。

(7) 計画事業費

提案額の上限は100,800千円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

(8) 事務局

本プロポーザル実施に係る事務局は次のとおりとする。

事務局 東松島市市民生活部環境課

住 所 〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

電 話 0225-82-1111（代表）

F A X 0225-82-1846

電子メール kasou@city.higashimatsushima.miyagi.jp

市ホームページ <http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/>

3 プロポーザルの概要

本市の火葬場建設基本計画においては火葬炉設備の導入にあたり、安全性、環境性能及び経済性（イニシャルコスト並びにランニングコスト）を高い水準で実現することを目指すものだが、その目的を達成するための事業者選定（以下、「本プロポーザル」という。）にあたっては、技術力、専門性及び豊富な実績を有する事業者からの提案を幅広く募集することにより、優れた提案を持つ事業者の選定をすることができる簡易公募型プロポーザル方式を採用するものである。

なお、参加表明及び技術提案は「東松島市火葬場整備工事事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が総合的に審査及び評価し、本工事に最も適した提案を行ったと認められる者を請負候補者として選定する。また、請負候補者が辞退した場合等の予備候補者として、次点者を併せて選定する。

4 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、参加申込書の提出時から工事請負契約日までの期間、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。なお、期間中に参加資格を失った場合は失格とする。

- (1) 公告の日において東松島市一般競争（指名競争）入札参加資格を有している事業者であり、当該資格申請に係る提出書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (2) 東松島市建設工事有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成 17 年東松島市訓令 甲第 176 号）及び東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成 17 年東松島市訓令 甲第 177 号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと、ただし会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審

査を受け、その結果の通知を受けた場合を除く。

- ①会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき再生手続開始の申立て
 - ②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行令による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立て
 - ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立て
 - ④清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算の申立て
- (5) 建設工事において、建設業法第 28 条の規定に基づく指示及び営業の停止を受けていないこと。
 - (6) 公告又は指名を行う日から見積もり合わせ執行日までの期間において、第 2 号の規定並びに国、都道府県、地方自治体における同様の規定による入札参加資格制限を受けていないこと。
 - (7) 東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 20 年東松島市訓令甲第 50 号）の別表 1 に該当していないこと。
 - (8) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。
 - (9) 建設業法第 27 条の 23 の規定により、直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値通知書が有効期限内であること。
 - (10) 過去 5 年以内（平成 23 年 4 月以降）に元請として単体又は共同企業体の構成員（出資比率 20%以上のものに限る。）として、新築又は改築した灯油を主燃料とする 2 基以上の火葬炉（人体炉）を備える火葬場において、自ら製造、設置完了し、供用開始した火葬炉設備工事の施工実績を複数有すること。ただし、単なる火葬炉の改修工事は除く。

5 選定の日程及び手続き

(1) 選定の日程

項目		日程
公告、プロポーザル実施要領等の配布		平成 28 年 5 月 6 日（金）
参加表明書	質問受付期限	平成 28 年 5 月 10 日（火）
	質問回答	平成 28 年 5 月 11 日（水）
	提出期限	平成 28 年 5 月 13 日（金）
資格審査実施及び通知		平成 28 年 5 月 16 日（月）

技術提案書	質問受付期限	平成 28 年 5 月 20 日（金）
	質問回答	平成 28 年 5 月 25 日（水）
	提出期限	平成 28 年 6 月 16 日（木）
プレゼンテーション及びヒアリング		平成 28 年 7 月 25 日（月） 予定
結果発表及び通知		平成 28 年 7 月下旬

(2) 関係書類の配布

本プロポーザルの実施に関する実施要領等の関係書類の配布は、東松島市ホームページからのダウンロード配布とする。

(3) 参加表明について

①参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

- 1) 提出期限 公告日から平成 28 年 5 月 13 日（金）午後 3 時まで
- 2) 提出場所 事務局

②参加表明書提出に関する質問及び回答

参加表明書及び関係書類の提出に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。

- 1) 提出期限 平成 28 年 5 月 10 日（火）午前 11 時まで
- 2) 提出場所 事務局
- 3) 回答方法 提出された質問に対する回答は、東松島市ホームページにて 5 月 11 日（水）に行う。

③参加資格審査

提出された参加表明書及び関係書類について、参加資格要件を満たしているかを確認し、選定委員会が審査を行い、その結果を書面により通知する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された事業者は、定められた期間内においてその詳細理由についての説明を求めることができる。

- 1) 通知日 平成 28 年 5 月 16 日（月）

(4) 技術提案について

①技術提案書の提出

技術提案書を提出できるのは、参加資格審査により選考され、本市から技術提案書提出の要請を受けた者（以下「提案者」という。）とする。

- 1) 提出期限 平成 28 年 6 月 16 日（木）午後 3 時まで
- 2) 提出場所 事務局

②技術提案書提出に関する質問書の受付及び回答

本プロポーザルの技術提案に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。

- 1) 提出期限 平成 28 年 5 月 20 日（金）午後 3 時まで
- 2) 提出場所 事務局
- 3) 回答方法 提出された質問に対する回答は、東松島市ホームページにて 5 月 25 日（水）に行う。

(5) 技術提案書についての精査

提出された技術提案書の内容が本工事の要求水準を満たしているかについて、事務局及び本プロポーザル支援委託業者であるNPO法人日本環境斎苑協会（以下「協会」という。）が精査を行う。提案の内容について必要があれば書面により質問及び確認を行い、その回答を求める。また、必要により提案の改善要請を行う場合がある。

なお、協会は技術提案書に関する精査を行うのみで、その審査及び評価については一切行わない。

（6）技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。時間や開催開場については、別途、通知する。

6 途中辞退

本プロポーザルの参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意の書式とする。）をもって申し出ること。その際、既に提出した関係書類は返却しないものとする。

7 提出書類の取扱い

- （1）提出された参加表明書、技術提案書等は返却しない。
- （2）提出された参加表明書、技術提案書等は事業者選定の目的以外で参加事業者の承諾なく公表及び使用は行わない。

8 技術提案書の審査と評価

（1）技術提案書の審査

技術提案書の審査は選定委員会が行う。

- ①技術提案審査及び評価基準に基づき評価を行う。
- ②プレゼンテーションの実施

9 審査結果の通知

審査の結果、最多得点者を本事業の請負候補者として選定し、プロポーザル方式選定結果通知書（様式7-1）により通知するものとし、請負候補者として選定されなかった者には、プロポーザル方式非選定結果通知書（様式7-2）により通知する。

10 参加資格の取消し

次のいずれかに該当する、又は制限している事項に違反した参加者は無効する。また、選考審査後に該当していることが確認された場合で、その者が請負候補者であった場合においても無効とし、選考審査において次点であった者を請負候補者に繰り上げるものとする。

- （1）提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- （2）本要領の条件を満たさない又は違反した場合。
- （3）提出書類に虚偽の記載がある場合。
- （4）提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- （5）計画事業費を超過する内容での提案をした場合。

- (6) 参加表明書等を提出した者が審査委員会委員及び利害関係者に本事業の審査に影響を与えるような行為や接触を行った場合。
- (7) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの実施にあたり、著しく信義に反するものと審査委員会が認める場合。

11 工事請負契約

- (1) 本プロポーザルにより請負候補者に選定された者との工事請負契約は、火葬炉設備に関する工事を対象とし、契約の締結は当該工事の予算が成立し、工事着工時期が確定した後に見積もり合わせを経て行うものとする。ただし、当該予算が成立しないときは契約を締結しないものとするが、これにより請負候補者に損害が生じても本市はその損害を一切負担しない。
- (2) 契約及び支払いは、東松島財務規則（平成 17 年東松島市規則第 24 号）の定めるところによるものとする。
- (3) 請負候補者は選定後、工事請負契約までを期間として覚書を締結するものとする。
覚書は本工事の工事請負予定者として選定されたことを確認し、本事業に関する各種業務委託等の受託者と本プロポーザルへの技術提案を基に協議及び業務協力を行うことを内容とする。

12 事業計画等の変更及び中止

- (1) 今後の社会情勢や財政事情の変化、政策変更、その他不可抗力等により、本市は事業計画及びスケジュールを変更し又は中止をする場合がある。
- (2) 火葬場整備事業の過程において前項の事態に至った場合、提案者に対して本市は一切の責を負わない。

13 その他の事項

- (1) 参加申込者が本プロポーザルに要したすべての経費は参加者の負担とする。
- (2) 参加者が 1 者であっても評価を行うこととし、請負候補者として適当でないと審査された場合には、選定しないこととする。
- (3) その他必要な事項は、東松島市火葬場整備事業火葬炉設備工事事業者選定プロポーザル実施要領による。